

岩手県告示第 873 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関の診療科名の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 8 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関 の名称	所在地	診療科名		変更年月日
		変更前	変更後	
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白 岩第 14 地割 74 番 地	内科、消化器科、小児科、外 科、整形外科、脳神経外科、 産婦人科、眼科、耳鼻いんこ う科、リハビリテーション科	内科、消化器科、小児科、外 科、整形外科、脳神経外科、 皮膚科、産婦人科、眼科、耳 鼻いんこう科、リハビリテー ション科	平成 18 年 8 月 1 日